

議第86号

高山市学校教職員住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

高山市学校教職員住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年12月1日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

特定公共賃貸住宅の一部の学校教職員住宅への変更及び学校教職員住宅の一部を廃止するため改正しようとする。

高山市学校教職員住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第1条 高山市学校教職員住宅の設置及び管理に関する条例（平成16年高山市条例第50号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
荘川学校教職員住宅1号の項・荘川学校教職員住宅2号の項（略）		荘川学校教職員住宅1号の項・荘川学校教職員住宅2号の項（略）	
荘川学校教職員住宅3号	高山市荘川町猿丸28番地	荘川学校教職員住宅3号	高山市荘川町猿丸28番地
荘川学校教職員住宅		荘川学校教職員住宅	高山市荘川町町屋241番地
久々野学校教職員住宅1号の項～栃尾学校教職員住宅1号の項（略）		久々野学校教職員住宅1号の項～栃尾学校教職員住宅1号の項（略）	
栃尾学校教職員住宅2号	高山市奥飛驒温泉郷栃尾343番地1	栃尾学校教職員住宅2号	高山市奥飛驒温泉郷栃尾343番地1
奥飛驒温泉郷学校教職員住宅		奥飛驒温泉郷学校教職員住宅	高山市奥飛驒温泉郷一重ヶ根1097番地4
別表第2（第5条関係）		別表第2（第5条関係）	
名称	月額使用料（円）	名称	月額使用料（円）
荘川学校教職員住宅1号の部・荘川学校教職員住宅2号の部（略）		荘川学校教職員住宅1号の部・荘川学校教職員住宅2号の部（略）	
荘川学校教職員住宅3号	22,200	荘川学校教職員住宅3号	22,200
荘川学校教職員住宅		荘川学校教職員住宅	13,700
久々野学校教職員住宅1号の部～栃尾学校教職員住宅1号の部（略）		久々野学校教職員住宅1号の部～栃尾学校教職員住宅1号の部（略）	
栃尾学校教職員住宅2号	13,700	栃尾学校教職員住宅2号	13,700
奥飛驒温泉郷学校教職員住宅		奥飛驒温泉郷学校教職員住宅	9,000

第2条 高山市学校教職員住宅の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
荘川学校教職員住宅1号	高山市荘川町新淵527番地		
荘川学校教職員住宅2号	高山市荘川町新淵520番地		
荘川学校教職員住宅3号	高山市荘川町猿丸28番地		
荘川学校教職員住宅	高山市荘川町町屋241番地	荘川学校教職員住宅	高山市荘川町町屋241番地
久々野学校教職員住宅1号	高山市久々野町無数河945番地		
久々野学校教職員住宅2号	高山市久々野町無数河921番地		
本郷学校教職員住宅1号	高山市上宝町本郷632番地2		
本郷学校教職員住宅2号	高山市上宝町本郷632番地2		
本郷学校教職員住宅3号	高山市上宝町在家1636番地2	本郷学校教職員住宅	高山市上宝町本郷632番地2

栢尾学校教職員住宅 1 号	高山市奥飛驒温泉郷栢尾 3 5 0 番地 1
栢尾学校教職員住宅 2 号	高山市奥飛驒温泉郷栢尾 3 4 3 番地 1
奥飛驒温泉郷学校教職員住宅	高山市奥飛驒温泉郷一重ヶ根 1 0 9 7 番地 4

別表第 2 (第 5 条関係)

名称		月額使用料 (円)
荘川学校教職員住宅 1 号		18,500
荘川学校教職員住宅 2 号	甲	9,200
	乙	6,600
荘川学校教職員住宅 3 号		22,200
荘川学校教職員住宅		13,700
久々野学校教職員住宅 1 号		32,200
久々野学校教職員住宅 2 号		28,200
本郷学校教職員住宅 1 号		13,300
本郷学校教職員住宅 2 号	甲	8,600
	乙	8,000
	丙	5,200
本郷学校教職員住宅 3 号		13,300
栢尾学校教職員住宅 1 号	甲	7,000
	乙	6,400
栢尾学校教職員住宅 2 号		13,700
奥飛驒温泉郷学校教職員住宅		9,000

奥飛驒温泉郷学校教職員住宅	高山市奥飛驒温泉郷一重ヶ根 1 0 9 7 番地 4

別表第 2 (第 5 条関係)

名称		月額使用料 (円)
荘川学校教職員住宅		13,700
本郷学校教職員住宅	甲	8,600
	乙	8,000
	丙	5,200
奥飛驒温泉郷学校教職員住宅		9,000

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は平成27年3月15日から、第2条の規定は平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定の施行の日の前日において現に荘川学校教職員住宅2号に入居している者で当該学校教職員住宅の廃止に伴い荘川学校教職員住宅へ入居した者に係る平成27年3月分から平成32年2月分までの使用料は、別表第2に規定する使用料を附則別表第1の使用料に置き換えるものとする。
- 3 第1条の規定の施行の日の前日において現に栃尾学校教職員住宅1号に入居している者で当該学校教職員住宅の廃止に伴い奥飛騨温泉郷学校教職員住宅へ入居した者に係る平成27年3月分から平成32年2月分までの使用料は、別表第2に規定する使用料を附則別表第2の使用料に置き換えるものとする。

附則別表第1

荘川学校教職員住宅の使用料の経過措置

徴収する使用料の期間	平成27年3月分から平成28年2月分まで	平成28年3月分から平成29年2月分まで	平成29年3月分から平成30年2月分まで	平成30年3月分から平成31年2月分まで	平成31年3月分から平成32年2月分まで
月額使用料(円)	9,900	10,700	11,400	12,200	12,900

附則別表第2

奥飛騨温泉郷学校教職員住宅の使用料の経過措置

栃尾学校教職員住宅1号の甲から入居する場合

徴収する使用料の期間	平成27年3月分から平成28年2月分まで	平成28年3月分から平成29年2月分まで	平成29年3月分から平成30年2月分まで	平成30年3月分から平成31年2月分まで	平成31年3月分から平成32年2月分まで
月額使用料(円)	7,300	7,600	8,000	8,300	8,600

栃尾学校教職員住宅1号の乙から入居する場合

徴収する使用料の期間	平成27年3月分から平成28年2月分まで	平成28年3月分から平成29年2月分まで	平成29年3月分から平成30年2月分まで	平成30年3月分から平成31年2月分まで	平成31年3月分から平成32年2月分まで
月額使用料(円)	6,800	7,200	7,700	8,100	8,500